

23川監公第10号
平成23年12月12日

定期監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成23年4月11日付け23川監公第3号で公表した定期監査及び同日付23川監公第4号で公表した定期監査（工事監査）の結果の報告に基づき、川崎市長、川崎市教育委員会委員長、川崎市代表監査委員及び川崎市人事委員会委員長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員	松	川	欣	起
同	奥	宮	京	子
同	東		正	則
同	石	川	建	二

23川総行革第235号
平成23年10月14日

川崎市監査委員 松川 欣起 様
同 奥宮 京子 様
同 東 正則 様
同 石川 建二 様

川崎市長 阿部 孝夫

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成23年4月11日付け23川監報第3号で報告の提出がありました定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成22年度第2回定期監査（工事監査）の結果に対する措置状況

1 環境対策費の実施の確認及び同経費の計上に関する要否の判断を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

環境対策費の実施内容を確認するための事前協議の手続を行っていないものや、事前協議は行っているものの実施する項目及び金額について確認がなされず、その結果、同経費の項目として不適切な設備等を設置したもの及び計上相当額に満たない金額による実施になっているものがあった。

環境対策費の実施については、請負者から提出された施工計画書による協議、実施する項目及び金額についての確認といった手続等を確実に行之、適切な環境対策

費の実施となるように努められたい。

また、環境対策費の実施による環境改善等の効果について、工期が短いもの、工事進捗により施工場所が移動するもの及び環境対策用として不適切な設備等を設置したことにより、その効果が上っていないものがみられた。

設計において同経費を計上する場合は、工事内容及び現場状況により工事現場の環境改善等を図れる工事のみを対象とされたい。

[措置内容]

環境対策費の適正な実施を確保するため、環境対策費を計上した工事は、監督業務での手続等を確実にを行うよう監督職員の意識改善を図りました。

また、環境対策費の計上については、要否の判断を適切に行うため、運用基準を見直して、対象工事の明確化を図りました。

これらの改善措置については、関係職員に対し、周知徹底を図りました。

(上下水道局水道部水道計画課、同設計課、同第1配水工事事務所、同第3配水工事事務所)

2 その他改善を要するもの

(1) 配水管の撤去工事における流動化処理土工に関する仕様書を整備すべきもの

[指摘の要旨]

上水道等の布設替えにより不要となる配水管への流動化処理土の充てん工事において、材料及び施工に関する明確な仕様が示されていなかった事例

[措置内容]

流動化処理土の充てん工事における適切な施工を確保するため、材料及び施工に関する仕様書を整備しました。

これらの改善措置については、関係職員に対し、周知徹底を図りました。

(上下水道局水道部設計課、同第1配水工事事務所)

(2) 電気盤改良工の見積りにおいてその内訳を確認できる内容とすべきもの

[指摘の要旨]

機器費の電気盤改良工の設計内訳及び設計根拠とした見積りが一式計上のため、その内訳が確認できない設計になっていた事例

[措置内容]

指摘事項について、課内工事担当者会議で内容の検討を行い、電気盤改良工の見積りについて、製造メーカー各社と協議調整した結果を、今後設計に反映するとともに、関係職員に対して、周知徹底いたしました。

(上下水道局下水道部施設課)